

手遅れになるのはマズい！そのときになって慌てないようにすぐ対策を

タイムリミットまで ついに残り1年！

※3月時点

「有期契約5年で無期雇用転換」への対応策

※申し出があった場合

多くの企業で、半年契約・1年契約などの有期契約のパート・アルバイトを雇用しています。

2013年に施行された「改正労働契約法」で「有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたとき、その労働者は無期労働契約への転換の申し込みができる」ようになります。条件を満たしたパート・アルバイトから「次の契約は契約期間の定めのないものにしてください」と無期転換申込権行使された場合、会社は承諾したものとみなされ、申込の時期がたとえ更新の直前であっても拒否することができません。パート・アルバイトに活躍していただいている企業ほど影響大です。

実際に影響が出始めるまで残り1年。通算5年を迎え始めるそのときに備え、対策はすぐにでもはじめる必要があります。無期転換を申し込まれたとき、賃金など労働条件はどうするか？正社員になりたいと言ってきたときどうするか？賞与や退職金は払わないといけないのか？転換後の立場・処遇や自社の無期転換申出ルールを就業規則に規定しておくなど、いざ申し出があったとき不本意な結果にならないよう、そのための対策をきっちり整えておきましょう。

いよいよ本腰を入れて準備するとき、「気にはなっていたけれど、まだ具体的には考えていない」という経営者様、企業様、ぜひご参加ください。

【開催日】

平成29年3月10日（金）13:30~15:30

【会場】 浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,400円（顧問先様 無料）

【定員】 各回20名様（申込順）

（同業者様、顧問社士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】 西遠労務協会

浜松市北区三方原町314-2 HP: <http://www.seienroumu.com>

TEL: 053-436-1033 FAX: 053-436-1138



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

（主なセミナー内容） ※セミナーの内容は、法改正などで一部変更することがあります。ご了承ください。

1. 無期転換申込制度を正しく理解する

労働契約法改正により、「有期雇用者」が5年経ったら無期になる申し込みができるようになる。

制度の仕組みや対象になる人など、まずそのルールをザックリ、かつわかりやすく説明します。

2. 対応実務・・・次の3つの構成で具体的に説明していきます

①今からすぐ始めること：現状把握・方針決定（対象者が出る前にやっておけること・無期転換者の身分や待遇はどうしたらよいか 他）

②今後やっていくこと：対象者とのやり取り・規程の整備・定年後再雇用者への対応 他

③利用できる助成金

3. 予想されるトラブルとトラブルをおこさないための対策

裏面の情報もぜひご確認のうえ、参加をお決めください

講師の横顔



昭和 47 年浜松市高丘に生まれる。自衛隊浜松基地近くで育ち、戦闘機のパイロットにあこがれるも、10 才の時にブルーインパルス墜落事故を間近で目撃し、ビビってあきらめる。高校卒業後、名古屋の大学に進学、さらに都会にあこがれ大学卒業後は大阪の鉄鋼商社に就職。仕入れ・配送・営業・社内システム構築など様々な業務に携わり、脂がのり始めた 5 年後、会社が倒産し突然襲った悲劇（解雇）。社宅からの退去、国民年金保険料免除制度を利用し失業保険をもらいながら、仕入れ担当と在庫管理の経験がゆえに会社清算業務につきあわせれ弁護士事務所に通う生活。“諸行無常”世間の厳しさを体験し、このとき初めて社会保険労務士という資格を知る。浜松に戻り社労士資格取得を目指し受験勉強する中、平成 13 年に西遠労務協会にパートとして就職、社労士試験に合格し 3 年後に正社員に登用。主任として現在に至る。

社会保険労務士という仕事を通して、関わる会社も経営者も社員も、そして自分自身も元気になりたい成長したい。社員のこと、経営や給与・保険のことなど毎日会社で起こるさまざまことをご相談をいただく中、特に社員とのトラブル対応では、法律や役所の判断を超えて自分自身の知識・経験にもとづく判断を加え、相談してくれた方から「相談してよかった。ありがとう。」と言われるとやりがい以上の生きがいを感じる。「あいさつができない」「期限や約束を守らない」といった問題社員の対応しているときには、ふと 2 人の我が子を思い出し、果たして人として当たり前のことを教えてあげられているのかとわが身を振り返ることも多い。何事も信じやすいタイプ。従って“占い”は極力見ない、聞かないようにしている。特技は握り寿司。5 年前に事務所で参加した遠州リレーマラソンからジョギングにはまり、フルマラソンをはじめ近場の大会に参加している。

H28 年 8 月実施の同セミナー参加者様よりいただいたお言葉

- 最初に、制度がどのようなものかということから説明がされ、次に実務について準備すること対応方法を実際に考えられる例などを挙げて説明をして頂けたのでとても分かりやすかったです。
- 本内容について詳しく知らなかったので大変勉強になりました。今後規程等を整備していく必要があることが分かりました。
- 就業規則の重要性を改めて感じました。
- 詳細ポイントがはっきりしていて、わかりやすかったです。
- 大変参考になりました。今回のセミナーを参考にして、無期雇用について規程等整備していきます。
- 無期雇用転換について一通り理解できました。高齢者の特例無効については、課題があると感じました。
- 留意点となる項目を順に説明していく流れで理解しやすかった。
- 資料も豊富にあり参考になりました。ありがとうございました。
- 無期契約者の解雇の判断が難しそうです。
- 5 年区切りを基準に就業規則に載せたいと思います。
- 喫緊の課題なのでとても役に立ちました。早めにお話しをうかがうことができて良かったです。
- わかりやすい内容でした。雇止め等、客観的な判断が必要と思われるが、なおしてほしいことがなならないなど抽象的なものが実務上できるか？今後の課題が残りました。
- 現状を把握し整理して対応しないといけないと思いました。ピンときていなかったが、今のうちから対策を取っていく必要性を感じました。

*** 参加申込書 ***

Fax 番号 053-436-1138

(西遠労務協会宛)HP

フリガナ 貴社名	住所 〒	-
Tel	Fax	
フリガナ ご参加者名 役職	フリガナ ご参加者名 役職	
<p>【個人情報の取扱いについて】</p> <p>*お預かりしました個人情報は、当事務所 HP (http://www.seienroumu.com) 上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。</p> <p>*お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メルマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。</p> <p>*ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。</p> <p>*お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、HP 上に掲載の受付窓口までご連絡ください。なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただきます。</p>		